

政労使合意に基づく取組状況

2015年12月21日

(一社)日本経済団体連合会

「企業行動憲章」(制定:1991年9月14日、最終改定:2010年9月14日)

企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。
8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上

(注:下線は経団連事務局による)

経団連における政労使会議以降の主な周知活動

1. 「2015年版経営労働政策委員会報告」を通じた周知（1月～）

- 取引先企業との取引の適正化努力を記載した報告書の考え方について、東京でのシンポジウムをはじめ、全国60カ所以上で講演

2. 会員企業等に対する直接の呼びかけ

- 経団連幹事会（4月14日）において、経団連会長より「価格転嫁を含めた適正な取引価格の形成や、生産性向上・高付加価値化に向けた支援・協力等の取組みを推進するよう」呼びかけ
- 同様の趣旨の書簡を、4月14日付、経団連会長名で「取引先企業への支援協力について」として全会員企業に発出
- 東北（7月）、北陸（11月）、四国（12月）等、地方経済団体との懇談会において周知、呼びかけ

3. 媒体を通じた周知

- 経団連機関紙（経団連タイムス、4月16日付）
- 経団連ホームページ

「2015年版経営労働政策委員会報告」(抄)(2015年1月20日)

経営側の基本スタンス

経済の好循環への貢献

2014年9月に再開された「経済の好循環実現に向けた政労使会議」では、12月の最終会合で、(i)賃金上昇等による継続的な好循環の確立、(ii)賃金体系の在り方、(iii)サービス業等の生産性向上、(iv)休み方・働き方改革、(v)プロフェッショナルの人材還流円滑化、(vi)女性が働きやすい制度等への見直しなどについての共通認識が取りまとめられた。とりわけ、同文書では、「企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとし、デフレ脱却を確実なもの」としていくために、「政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図る」ことなどを明記した。

経営者自らが経済再生の主役を担うべきとの観点から、経団連は、企業収益の持続的な拡大を図り、今次交渉・協議における賞与や手当を含めた賃金の引き上げを目指し、会員企業に呼びかけることを表明した。また、原材料価格やエネルギーコストの上昇の影響を受けている中小企業に配慮し、引き続き、取引の適正化や、取引企業の生産性向上等に資する支援・協力など、総合的に取り組んでいく姿勢を明らかにした。

中小企業に対する支援

中小企業を取り巻く主な課題として、資金繰りや経営革新・高度化、事業連携の促進、創業支援などさまざまなものがあげられる。とりわけ深刻な課題は、エネルギー価格の高騰への対応と人材の確保・定着・育成、円滑な事業承継である。

原子力発電所の稼働停止や円安の進行によるエネルギー価格の上昇は、価格転嫁が容易ではない中小企業の経営を圧迫しており、エネルギーコスト低減に向けた支援の強化が不可欠である。大企業としても、取引先企業との取引の適正化に努めていく。



「取引先企業への支援・協力について」(2015年4月14日)

(産政)発第43号

2015年4月14日

各 位

一般社団法人 日本経済団体連合会
会 長 榊 原 定 征

取引先企業への支援・協力について

ご高承のとおり、さる4月2日に開催されました「経済の好循環実現に向けた政労使会議」におきまして、別添のとおり「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」が決定されました。

会員各位におかれては、これまでも「企業行動憲章」や「2015年版経営労働政策委員会報告」等を踏まえ、適正な購買取引の推進に取り組まれてきたところと存じますが、改めて別添をご確認いただき、わが国経済の好循環を拡大していく観点からも、原材料費の高騰等仕入れ価格の上昇で大きな影響を受けている取引先企業に対する、価格転嫁を含めた適正な取引価格の形成や生産性向上・高付加価値化に向けた支援・協力等の取組みを推進していただきますようお願い申し上げます。

別添「価格転嫁や支援・協力についての取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」

(2015年4月2日 経済の好循環実現に向けた政労使会議)

以 上

(注：下線は経団連事務局による)

【参考】「価格転嫁や支援協力について取組策およびサービス業の生産性向上に向けた取組策」(抄)

(2015年4月2日 経済の好循環実現に向けた政労使会議)

1. 取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組

(1) 経済界による総合的取組

経済界は、サプライチェーン全体で好循環が力強く回転するよう、取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力を総合的に取り組む。

その一環として経団連は、会員企業に向けて、取引先企業との取引の適正化努力を明記した経営労働政策委員会報告の周知活動を継続する。加えて、

① 原材料費の高騰など仕入れ価格の上昇で大きな影響を受けている取引先企業に対して、その状況をよく聞き取ること、原材料費の騰落や財・サービスの需給変動に基づく損益の分担方法などをあらかじめ合意するなどにより、価格転嫁を含めて適正な取引価格が形成されるよう努めること等について、会員企業に一層の理解と協力を求める。具体的には、全国各地の会員企業に対して直接呼びかける機会を設けるとともに、さまざまな媒体を通じた周知活動を展開する。

② また、①の活動を行う中で、取引先企業に対し、生産・運営管理・人的資源管理など生産性向上に向けた支援・協力、共同での技術・製品開発など高付加価値化に向けた支援・協力などに努めるよう、会員企業に対して勧奨する。